

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正概要

職員の定年引上げ等に伴い、減給の計算において減給発令時に受ける給料を基礎とすることを明確化するとともに、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該5分の1に相当する額を減ずることとする。

2 施行期日

令和5年4月1日